

1 学校生活について

(1) 登下校

- ① 始業時間を午前8時55分とする。
- ② 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に連絡する。
- ③ 登校後は担任等の許可なく校外へ出ない。
- ④ 下校時間を午後3時とする。

(2) 校内生活

<所持品>

- ① 原則として授業に必要な物以外の物は学校に持ってこない。ただし、昼休憩の時間に自分が使うトランプ・雑誌・小説・漫画・教室で聞くCD等は自己責任において持ってきてよい。
- ② 自主通学生徒は三交バス・近鉄・JRの待ち時間や乗車時間に使用する雑誌・小説・漫画・ゲーム機・音楽プレイヤー・CDなどは持ってきてよい。ただし、ゲーム機・音楽プレイヤー・CDなどの貴重品は校内では担任に預ける。音が出るものはヘッドホン等を使用して他の人に迷惑をかけないようにし、自転車に乗りながらや歩きながらは使わない。
- ③ 金品の貸し借りは校内外問わず禁止する。

<スマートフォン・携帯電話>

- ① 校門を入るときに電源を切る。校内では使用しない。担任が許可した場合は保護者に連絡をすることができる。
- ② 登校時にクラスで預かり、帰りの会で返す。校門を出てから電源を入れる。
- ③ SNS・電話などの使用時間は、午前7時30分から午後9時30分までとする。
- ④ SNS等で「悪口」・「命」に関わることは書かない。
- ⑤ 困ったときは保護者・担任等に相談する。

2 校外生活について

(1) 生活の基本

- ① 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。
- ② 外出する時は保護者に行き先や用件、帰宅時間等を伝える。
- ③ 夜間の外出（午後10時から午前5時まで）はしない。
- ④ 休日や長期休業中においても規則正しい生活習慣を心がける。
- ⑤ 住所変更等、家庭状況に変化があった場合は担任に申し出る。

(2) アルバイト

- ① 学校生活が問題なく過ごせており、アルバイトを希望している者を対象とする。
- ② 原則として土・日・祝のみとし、長期休業中の平日はその限りではない。
- ③ 高等部1年生については、学校生活に慣れた1学期の終業式後が望ましい。
- ④ アルバイト希望者は「アルバイト願い」を提出する。

- ⑤ 従事することが不適切であると判断される業務のアルバイトは禁止する。
- ⑥ 学校生活に支障が出てきたと判断した場合やルールを守らなかった場合は中止する。

3 服装・身だしなみについて

(1) 登校時の服装

学校生活を送るのにふさわしく清潔感のあるものにする。

(2) 学校指定の体操服

- ① 登校後は学校指定の体操服に着替える。
- ② 朝の運動は学校指定以外の体操服等でもよい。
- ③ 学校指定の長袖ジャージの下は学校指定の長袖Tシャツ・半袖Tシャツとする。

(3) 頭髪

- ① 清潔感のある髪型にする。
- ② パーマやカール、染色などの頭髪加工をしない。

(4) 通学靴

運動靴は安全に通学できる靴を使用する。

(5) 化粧

禁止する。リップクリームは色のついていないものを使う。

(6) 装飾品

マニキュアやヘアアクセサリ、ピアス、指輪、ネックレスなどは禁止する。

4 通学について

(1) 交通法規や公共交通機関でのマナー・ルールを守る。

(2) 自転車通学を希望する生徒は以下のことを守る。

- ① 通学に適した自転車を使用する。クロスバイク、ロードバイクは認めない。
- ② 「自転車通学届け」を提出し、自転車点検を受けて許可後ステッカーを貼る。自転車を複数使用の場合はすべてステッカーを貼る。
- ③ 自転車は決められた場所に止め、必ず鍵をする。
- ④ 他人の自転車には乗らない。
- ⑤ スマホ・携帯の使用やイヤホンで音楽を聴きながらの運転は禁止する。
- ⑥ 学校周辺の急な坂では自転車から降りて移動する。
 - i 違反したら自転車通学は一定期間禁止とする。
 - ii 再度約束を違反したときは自転車通学は無期限禁止とする。

5 運転免許取得について

(1) 対象

3年生のみとする。

(2) 学校方針・許可条項

高等部生徒の立場からは自動車運転免許等は必要がなく、原則として運転免許の取得を禁止する。ただし、次の許可条件に該当する場合は事情により公認の自動車学

校への通学を許可することがある。

- ① 卒業後直ちに就職または家事に従事し運転免許を必要とする者
- ② 日頃から交通ルールを守り、交通安全に注意をしている者
- ③ その他、校長が必要と認めた者

(3) 免許取得の手続き

- ① 保護者と担任で話し合いを行い、生徒指導主事に申し出る。
- ② 自動車学校入校許可証の交付後は速やかに自動車学校に入校する。
- ③ 合宿での運転免許取得は禁止する。

(4) 自動車学校の教習

- ① 入校日は進路先の見通しが立った者で、1学期の終業式後とする。
- ② 夏季・冬季休業中の教習時間帯は昼間コースとするが、教習が9月や1月に持ち越した場合は学校の授業に支障のない時間帯で講習等を受けることができる。
- ③ 卒業検定に合格し、自動車学校を卒業したら直ちにその旨を担任及び生徒指導主事に報告する。

(5) 卒業検定後の手続き

県免許センター受験に合格し発行された運転免許証は保護者の責任で管理し、在学中は運転を禁止する。

(6) 二輪車運転免許

- ① 在学中は原則として二輪車運転免許の取得を禁止する。
- ② 就職が決まり、原動機付自転車（50cc以下）や二輪車運転免許（50ccを超えるもの）を取得する必要があるなど、正当な理由があると校長に認められた場合は所定の手続きを行った後、自動車学校への通学を許可することがある。